

総社市告示第119号

総社市開発行為取扱要綱（平成17年総社市告示第100号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(開発連絡調整会議) 第7条 略 <u>(適用除外)</u> 第8条 <u>この要綱の規定は、県条例第5条第1項の規定により岡山県知事の許可を要する開発行為及び同条例第15条第1項第1号から第11号までに掲げる開発行為については、適用しない。</u> (その他) 第9条 略</p>	<p>(開発連絡調整会議) 第7条 略 (その他) 第8条 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。